

令和5年8月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子      2番 江藤 徳幸      3番 繁田 郁子  
4番 藤本 太一      5番 小野 文隆  
6番 武石 俊一(副会長)      7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣      2番 長尾亀世美      3番 (欠席)  
4番 川邊 真八      5番 (欠席)      6番 渡邊 清文  
7番 (欠席)      8番 藤本 哲朗      9番 (欠席)  
10番 帆足 智己      11番 松方 洋一      12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明願いについて  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
  
報告第1号 農地法第3条許可の取消について  
報告第2号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地  
とする届出について  
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(相続)  
報告第4号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

※タブレット操作研修(希望者)・人権研修

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀      主幹(統括) 梅木 嘉子  
主査 繁田 寿美      主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和5年8月定例総会を開催します。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番委員、3番委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員会におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字四日市字下ノ市〇〇〇番です。登記簿地目は田で、面積は1, 559㎡です。申請者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>次に、番号2、大字山田字唐杉〇〇〇〇番です。登記簿地目は畑</p>

	<p>で、面積は502㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、3番委員です。</p> <p>次に、番号3、大字塚脇字田中〇〇番〇〇です。登記簿地目は田で、面積は195㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>次に、番号4、大字四日市字西ノ平〇〇〇〇番〇〇です。登記簿地目は畑で、面積は63㎡です。申請者は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>次に、番号5、大字戸畑字村下〇〇〇〇番〇〇です。登記簿地目は田で、面積は178㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>次に、番号6、大字塚脇字当ノ下〇〇〇番〇〇外4筆です。登記簿地目は田で、合計面積は2,600㎡です。申請者は、〇の〇〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>次に、番号7、大字小田字板屋〇〇〇〇番〇〇外1筆です。登記簿地目は畑で、合計面積は、175.99㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、贈与です。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>議長</p> <p>それでは担当委員の説明ですが、 番号1を1番委員、番号2を3番委員、番号3を2番委員、番号4・5を4番委員、番号6を私が、番号7を6番副会長、お願いします。</p> <p>1番委員</p> <p>番号1の調査結果を報告します。7月24日、申請者の〇〇さんと推進委員と、現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、県道〇〇〇〇線の、〇〇〇〇〇〇を〇〇方向に曲がり、玖珠川方向に行った所に位置しています。稲を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で、稲を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が遠方という理由による権利の</p>
--	--

	<p>移動です。譲受人の通作距離は〇〇市からで遠いですが、農機具等は集落内で管理しているため、耕作に問題ありません。農業従事者は本人です。以前は、小作で作っていました。</p>
<p>推進委員</p>	<p>特にありません。この方は親戚同士で、前から小作で作っており、自分の土地と隣接しており、周りは田で問題ありません。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>番号2の調査結果を報告します。7月26日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は〇〇公民館のすぐ上です。畑と田を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は畑で、野菜を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が〇〇市にずっと住んでいるということで、なかなか玖珠町に帰ってこないということです。通作距離は家のすぐ裏です。譲受人の耕作地は管理されており、農機具もあります。農業従事者は本人と奥さんです。取得後の耕作に問題はありません。周りの農地にも影響ありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>周りに耕作放棄地が多い中で、ありがたいことに〇〇さんが管理をしていました。問題ないと思います。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>番号3の調査結果を報告します。7月23日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、210号線〇〇手前から〇〇方面に曲がって200mほど行った自宅の裏になります。現状は畑で、野菜を作付けする計画です。〇〇さんはネギを作っています。家のそばなのでいろいろな野菜を作る予定です。農機具等もそろっていて、問題ないと思います。</p>
<p>4 番委員</p>	<p>番号4の調査結果を報告します。7月31日、申請者の〇〇さん、推進委員と事務局とで現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、県道〇〇〇線と〇〇道路の交差点の付近になります。現況は畑で、梅とビワの木があり、面積も63㎡しかなく不定形な土地でした。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が〇〇の方で、譲受人の〇〇さんは兼業農家で、几帳面な方です。問題はないと思います。</p> <p>番号5の調査結果を報告します。7月31日、申請者の〇〇さん、</p>

7 番会長	<p>推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は〇〇〇公民館のあたりから下に入る道に入った所になります。現況は田です。去年、権利の移動があったのですが、一部漏れていたとのこと。譲渡人が〇〇市内に居住しており、譲受人は集落内に在住し1ヘクタールほどの農地を耕作しています。問題はありません。</p>
6 番副会長	<p>番号6の調査結果を報告します。8月8日に、申請者の〇〇〇さん、〇〇さん、事務局と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字塚脇字当ノ下の4筆で、合計2,600㎡です。210号の〇〇〇〇〇〇の裏の方向になります。不動産業を中心として兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で、譲受人が耕作しています。権利の内容は所有権の移転で、有償移転です。〇〇〇さんが高齢で、娘さんの所に引っ越すということで、財産をすべて処分する形と伺いました。通作距離は約5kmで耕作可能です。経営農地はすべて耕作、管理されており、農機具等も持っています。農業従事者は本人、子などがいます。</p>
6 番副会長	<p>番号7の調査結果を報告します。8月3日、申請者の〇〇さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇の〇〇公民館の付近です。現況としては、野菜畑と倉庫が一部かかっています。譲渡人と譲受人は親戚で、今回相続ができたということと、作りには来れないということで、贈与です。</p>
推進委員	<p>すぐ家の横ということで、致し方ないということで今回の話になったようです。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。第1号について原案のとおり決定します。</p>

事務局	<p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>番号1、場所は、大字戸畑字中釣〇〇〇番〇です。登記簿地目は田で、面積は、311㎡です。申請者は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、転用目的は、一般個人住宅及び駐車場用地です。昭和43年頃に、父親の〇さんが、住宅を新築した際に、農地の一部も住宅と駐車場として使っていました。追認となります。担当委員は、1番委員です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号1を1番委員、お願いします。</p>
1番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。8月1日、申請者と推進委員、事務局と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、210号線の〇〇〇〇から玖珠川方面に曲がり、農道沿いに位置しています。田を住宅用地に転用する計画ですが、すでに昭和43年頃から家屋と駐車場がある状態です。そのため、始末書を提出しています。周囲には、宅地、農地等があり、隣接の農地には影響がない計画です。問題ないと思います。</p>
推進委員	<p>現地を見ましたが、現状として宅地となっていました。</p>
議長	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
6番副会長	<p>ここは、〇〇さんから誰かに売っているということですか。家は空き家ですか。</p>
事務局	<p>今は貸家として他の人に貸しています。若いご夫婦が住まわれています。空き家の状態で使っているよりかは活用ができていないかと思います。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p>





議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>まず、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成でございます。議案第3号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第4号、非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号、非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、2を併せてご説明します。場所は、大字日出生字走り落〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の2か所です。地目と面積は、議案集をご覧ください。申請者は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇番〇は、平成13年頃に農業用倉庫を建てて20年以上経過していることによる非農地証明願いです。〇〇〇〇番〇は、平成7年7月に転用許可を受けた後、地目変更をしていなかったため、今回非農地証明願いとなりました。担当委員は、7番会長です。</p> <p>次に、番号3です。場所は大字塚脇字当ノ下〇〇〇番〇〇、地目は田で、面積が264㎡です。昭和60年頃から、自宅前の庭として利用していました。担当委員は、7番会長です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明ですが、番号1、2、3を私が説明します。</p>
7番会長	<p>番号1、2の調査結果を報告します。7月31日、申請者と推進委員と事務局で現地の立ち合いを行いました。土地の所在は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の道を挟んだところですが、番号1は平成13年頃に農業用倉庫を建てたということです。番号2は平成7年に転用許可を受けて精米所を立てたということです。地目を変更しておらず、今回の申請に至ったそうです。</p> <p>番号3の調査結果を報告します。8月8日に申請者の〇〇〇さんと事務局と現地の立ち合いを行いました。先ほどの事務局からの説</p>

	<p>明のとおり、20年以上前に庭を作ったということです。この土地も3条と同様で、〇〇さんが買い受けて管理をする予定だそうです。</p>
議長	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>続きまして、議案第4号、非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。</p> <p>新規の設定です。</p> <p>3年から5年が、合計件数7件で、合計面積22,897㎡です。</p> <p>10年以上が、合計件数5件で、合計面積31,875㎡です。</p> <p>以上、合計件数12件、合計面積54,772㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の規定による許可処分取消し願いが、1件提出されております。</p> <p>報告第2号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届け出が2件提出されております。</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が3件提出されております。</p> <p>報告第4号、農地法第18条合意解約通知書が11件提出されております。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>(省略)</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	<p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会8月定例総会を閉会します。</p> <p>この後、人権研修を行います。また、希望者はタブレット操作研修を行いますので、ご参加ください。</p>